

令和4年度有料老人ホーム一般検査（運営指導）結果の概要 （サービス付き高齢者向け住宅及び特定施設入居者生活介護を含む。）

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

1 実施結果

区 分	実施数 ①	うち	指摘件数	文書指摘割合 (%) ②/①
		文書指摘 ②		
R4年度	68	27	97	39.7
R3年度	36	15	54	41.7
増減	32	12	43	

2 主な文書指摘事項

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)	【参考】 過去3年 平均 (%)
身体拘束等の適正化へ向けた取組が不十分	32	33.0	29.2
事故発生の防止等の取組が不十分	21	21.7	17.2
非常災害対策が不十分	10	10.3	12.6
契約手続及び重要事項の説明・同意が不十分	8	8.2	8.0
勤務体制の確保等の不備	7	7.2	2.6
報酬・各種加算の算定誤り、不備	4	4.1	1.7
虐待防止の取組が不十分	4	4.1	4.3
個人情報取扱に関する措置が不十分	2	2.1	3.5
その他	9	9.3	20.9
計	97	100.0	100.0

【主な指導事例】

○ 身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分

身体拘束等の適正化のための指針を整備していない、対策を検討する委員会を開催していない、研修を実施していない、身体拘束等を行った場合の理由等の記録がない事例がありました。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様、緊急やむを得ない理由等を記録しなければなりません。

また、身体拘束等の適正化を図るために、指針を整備し、対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者に対する研修を定期的実施する必要があります。

(参考)「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

○ 事故発生の防止等の取組が不十分

事故発生の防止のための委員会や研修を行っていない、事故が発生した場合の対応等を記載した指針を整備していない、事故を県等に報告をしていない事例等がありました。

事故報告様式や報告方法の整備、報告された事故の集計と発生原因の究明及び再発防止策の検討、事例や分析結果の職員への周知徹底、防止策の効果についての評価等、事故に対して施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげる必要があります。

なお、事故の状況及び事故に際して採った処置の内容を記録し、5年間保存する必要があります。

○ 契約手続及び重要事項の説明・同意が不十分

家賃や個別選択によるサービス費用等を記載した重要事項説明書について、記載内容が運営実態に即していない事例等がありました。

重要事項説明書は、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容等が明示されている必要があります、入居契約に関する重要な事項を入居者に誤解を与えないよう実態に即して正確に記載する必要があります。

○ 勤務体制の確保等の不備

有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねている場合に、勤務表を適切に作成していない事例がありました。

各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、勤務時間、兼務の状況及び職種等を記載した勤務表を作成する必要があります。

【サービス向上に資する特徴的な取組事例】

- ・ 虐待防止の取組として、用語マニュアル（言葉遣いの例示等）の作成やセルフチェックリスト「虐待の芽シート」を使用して日頃のケアの振り返りを行っている。
- ・ 職員同士が感謝の気持ちを伝えるために「サンクスカード」を作成し、送りあうことで職員間のコミュニケーションやお互いを尊重する意識の向上に努めている。